

7 水道メータ

7.1 一般事項

水道メータは、料金の算定基礎となる給水装置の一部である。メータ設置後、メータに関する維持管理作業は半永久的に水道事業者が行わなければならない。したがって、下記事項に留意しなければならない。

7.2 設置基準

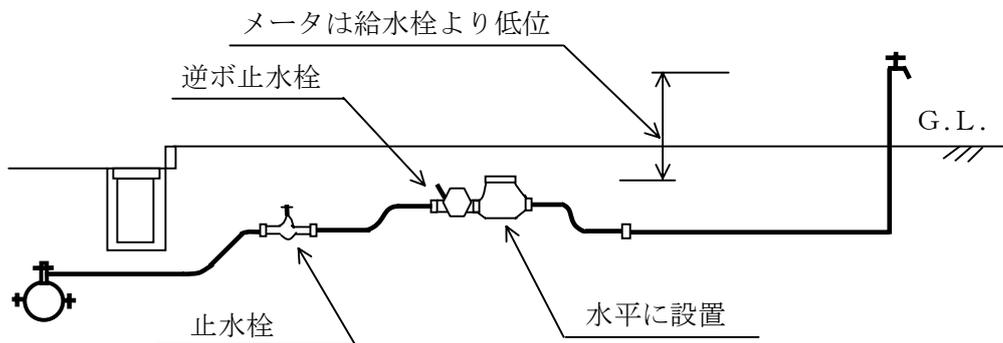
メータは一世帯又は一事業所ごとに1個とし、給水装置は2個以上のメータを直列に設置してはならない。

アパート、社宅など各室が独立の構造であり、個々の居住者に使用される目的をもつものは、一世帯とみなす。

7.3 設置条件・場所

1) メータの設置条件

- (1) メータは原則として、給水管と同口径のものを使用し、給水栓より低位にかつ水平に設置すること。
(注) メータに空気が入ると、調整器の作用を阻害し、過進するおそれがあるから、給水栓より低位に設けなければならない。
- (2) メータは容易に取替えが出来るよう、伸縮継手を設置すること。
- (3) 40mm以下メータ器は、舶来ネジ（金門ネジ）を使用しているためメータユニオンについては、舶来ネジ（金門ネジ）のものを使用すること。ただし、城島、三瀨地区については、上水ネジ（JISネジ）を使用する地区とし、13mmのメータのみショートタイプを使用する。
- (4) 50mm以下のメータの上流側には、逆流防止バルブを設置すること。
- (5) 50mm以上のメータを設置する場合は、上流側に管口径の5倍以上、下流側に管口径の3倍以上の直線部を設けること。また、城島、三瀨地区についてはユニオン式の50mmメータを使用しバイパス管は設置しない。
- (6) 75mm以上のメータ下流側には、内線部からの逆流を防止するためにチャッキバルブを設置すること。



図— 5.36

2) 定流量弁の設置

需要家の用途変更で使用人員の減少による使用量、又はメータ性能の最大、及び使用流量が現メータにそぐわない場合は、メータ下流側に定流量弁を設置し対応する。

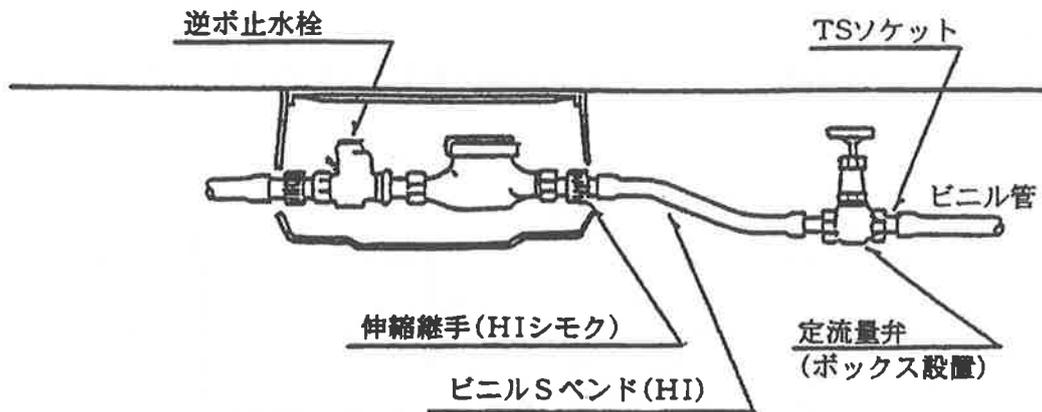


図-5.37

3) メータの設置場所

メータ設置場所は、需要家の敷地内に設置し、その位置は水道事業者が定める。

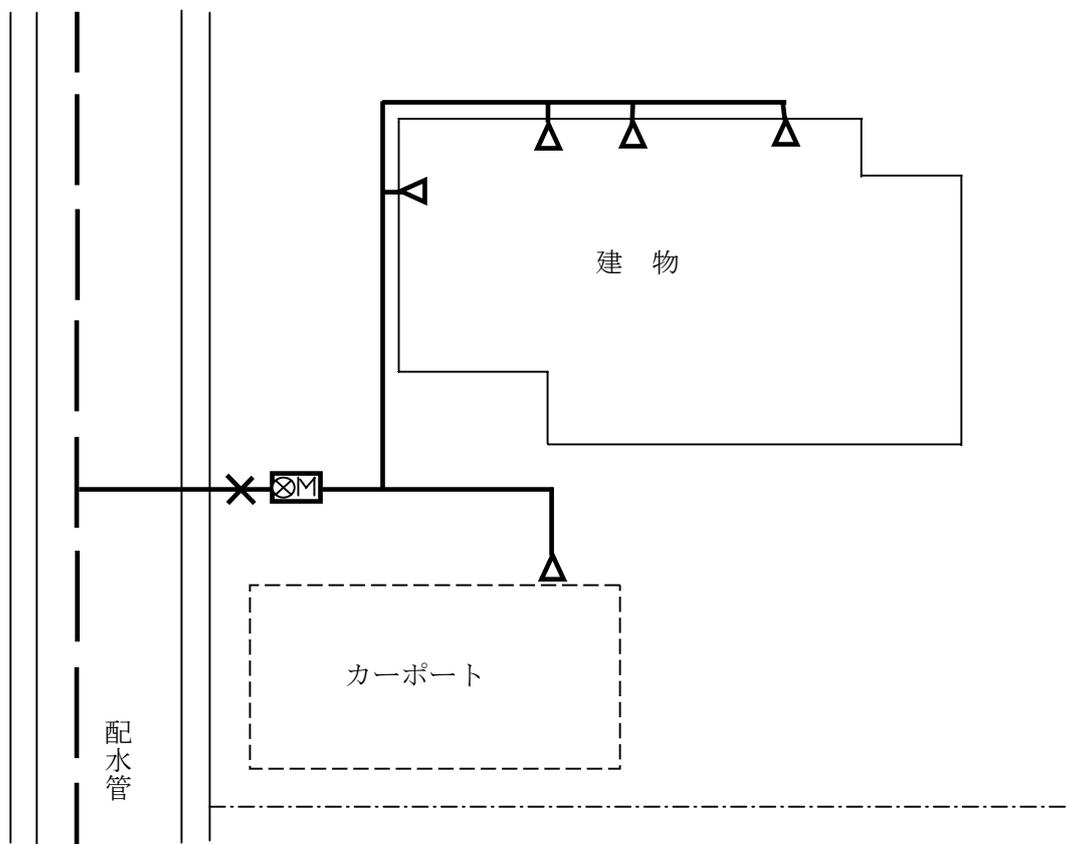
(1) メータの位置は、公道の止水栓付近で点検、検針に便利な箇所とする。ただし、水道事業者がやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。

(注) メータの設置箇所は、家屋の構成・検針及び取替えの難易・給水管の管理等の点を考え、水道事業者が指定するものである。

従って、その設置箇所は原則としてメータの検針及び取替えが容易でなければならない。

竣工検査の際、不適切な箇所である場合は、位置の変更を命ずることがある。

標 準 図



図－5.38

- (2) 土砂及び汚水の流入がなく、常に乾燥し、明るいところにする。
- (3) 外的要因などにより破損しない箇所とする。
- (4) 凍結のおそれのない箇所とする。
- (5) 駐車車両の下にならない箇所とする。

4) メータの保護

メータは、ボックスにて保護しなければならない。

5) メータボックスの構造

メータボックスは、メータの点検及び取替作業に支障がなく、外圧に耐える構造とする。

このため、車両等の加重が加わらない所では、樹脂性ボックスでもよい。

また、アパート等で数個のメータを並べて設置する場合は、メータボックスの蓋の裏側にペンキ等で水道番号、部屋番号を明示しなければならない。

7.4 地下式メータボックス

1) 小型メータボックス（13mm～40mm）（構造については、資料編参照、三瀨・城島地区は13mm～50mm）

- (1) 13・20mmメータボックスは、保温材付を使用すること。
- (2) メータ室設置に際しては、施工後埋設（水没を含む）及び土砂流入防止等を考慮しなければならない。また、室下部には沈下及び土砂等の流入防止のため、クラッシャーラン厚さ5cm以上の基礎工を行うこと。
- (3) メータボックス内にメータより上流側に逆ボ止水栓を設置すること。
- (4) 口径40mm及び50mmのメータの場合は、鳥居配管を使用し、その鳥居の下端となる箇所より50cm以上はビニールライニング鋼管を使用し、防食を施すこと。
- (5) 外構との調和を考慮し、蓋にエポキシ塗装・ウレタン塗装が施されたものを用いてもよい。
- (6) 城島、三瀨地区では、50mmメータはユニオン式採用のため、小型メータボックスを採用する。

2) 大型メータ室（50mm以上）

- (1) 大型メータ室は、メータの大きさに応じた鉄蓋を用い施工すること。
- (2) コンクリート底盤は水平にし、側壁に排水口を設けること。
- (3) 外構との調和を考慮し、蓋にエポキシ塗装・ウレタン塗装が施されたものを用いてもよい。
- (4) 50mm以上のメータには、メータ室に40mmのバイパス管を設置すること。ただし、貯水槽方式は除く。
- (5) 大型メータには、伸縮ジョイントを設置すること。
- (6) 城島、三瀨地区では、50mmメータはユニオン式採用のため、バイパス管は設置しない。

7.5 地上式メータボックス（構造については、資料編参照）

1) 設置場所

宅地内地盤の変化によるメータの埋没等を防止するため、次の箇所には地上式メータを設置する。なお、できるだけ塀又は壁ぎわに寄せて設置すること。

- (1) 田畑等の給水
- (2) その他地上式メータが適当と判断される所

2) 設置方法

原則として、図—5.42のような地盤（G.L）から15cm立ち上がり、埋設表示線まで地盤に埋設し、水平に設置し下部を固定盤で固定する。なお、前後の配管がビニール管の場合は、補強のため、立ち上がり部分から前後30cm以上はビニールライニング鋼管を使用し、防食を施すこと。

メータ口径13φ～25φの場合

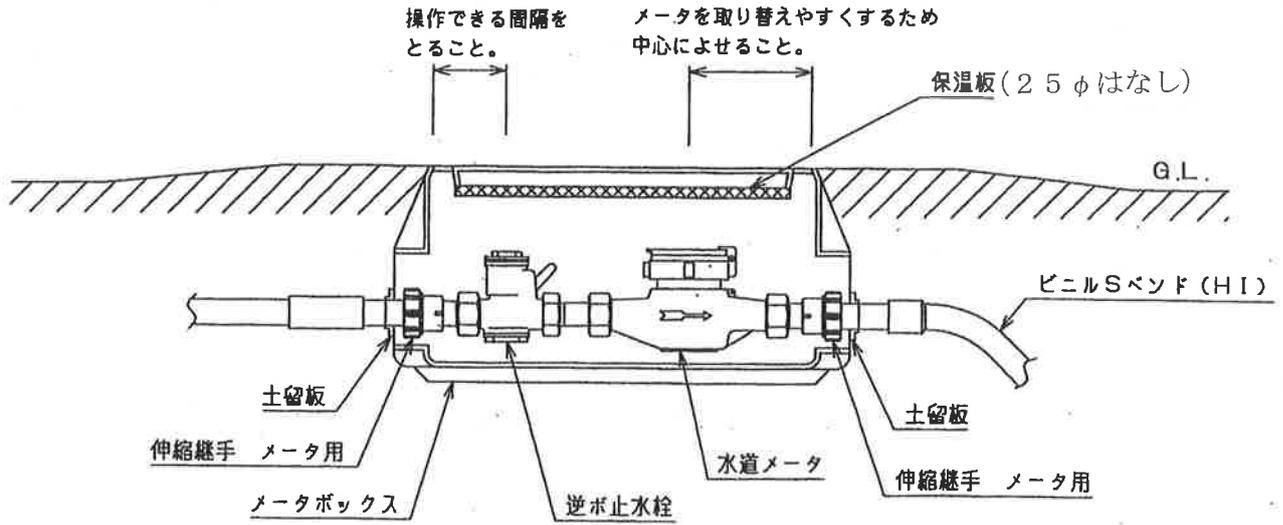


図-5.39

メータ口径40φの場合

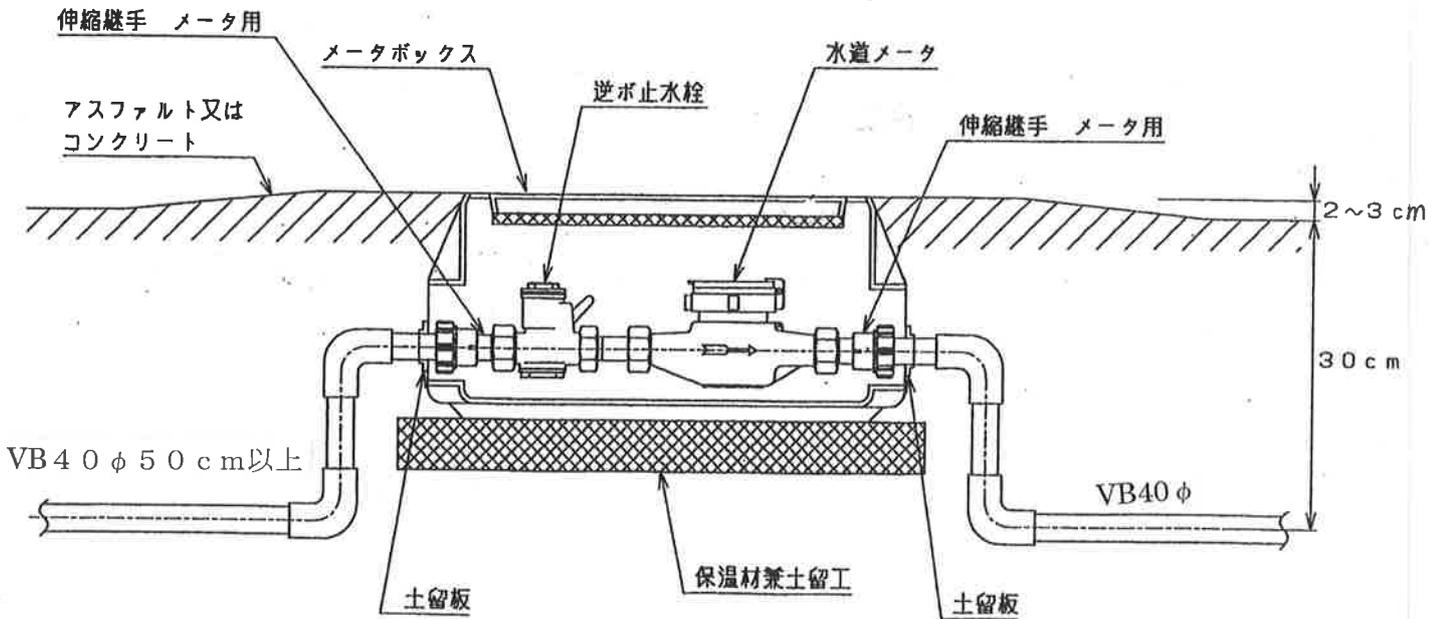


図-5.40

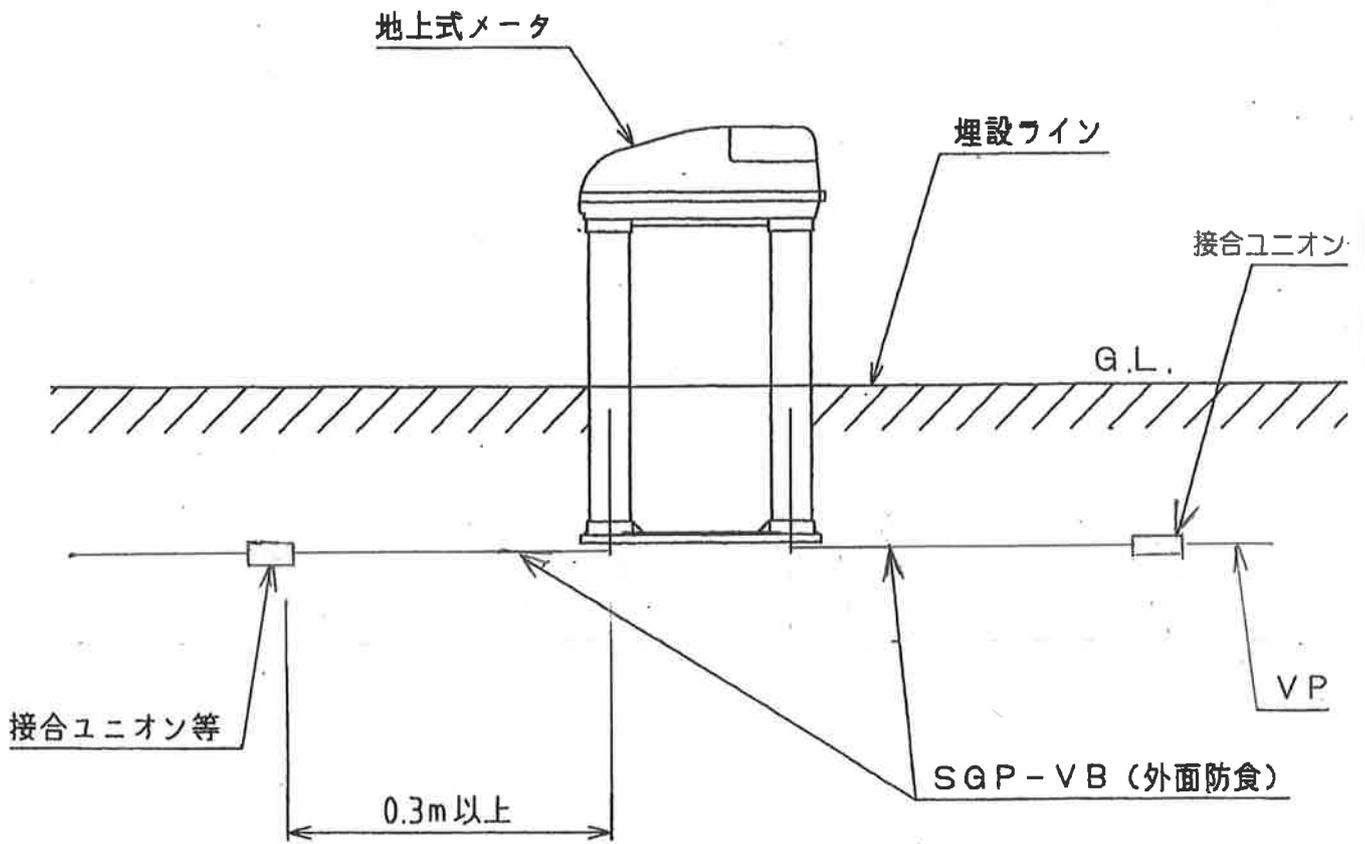
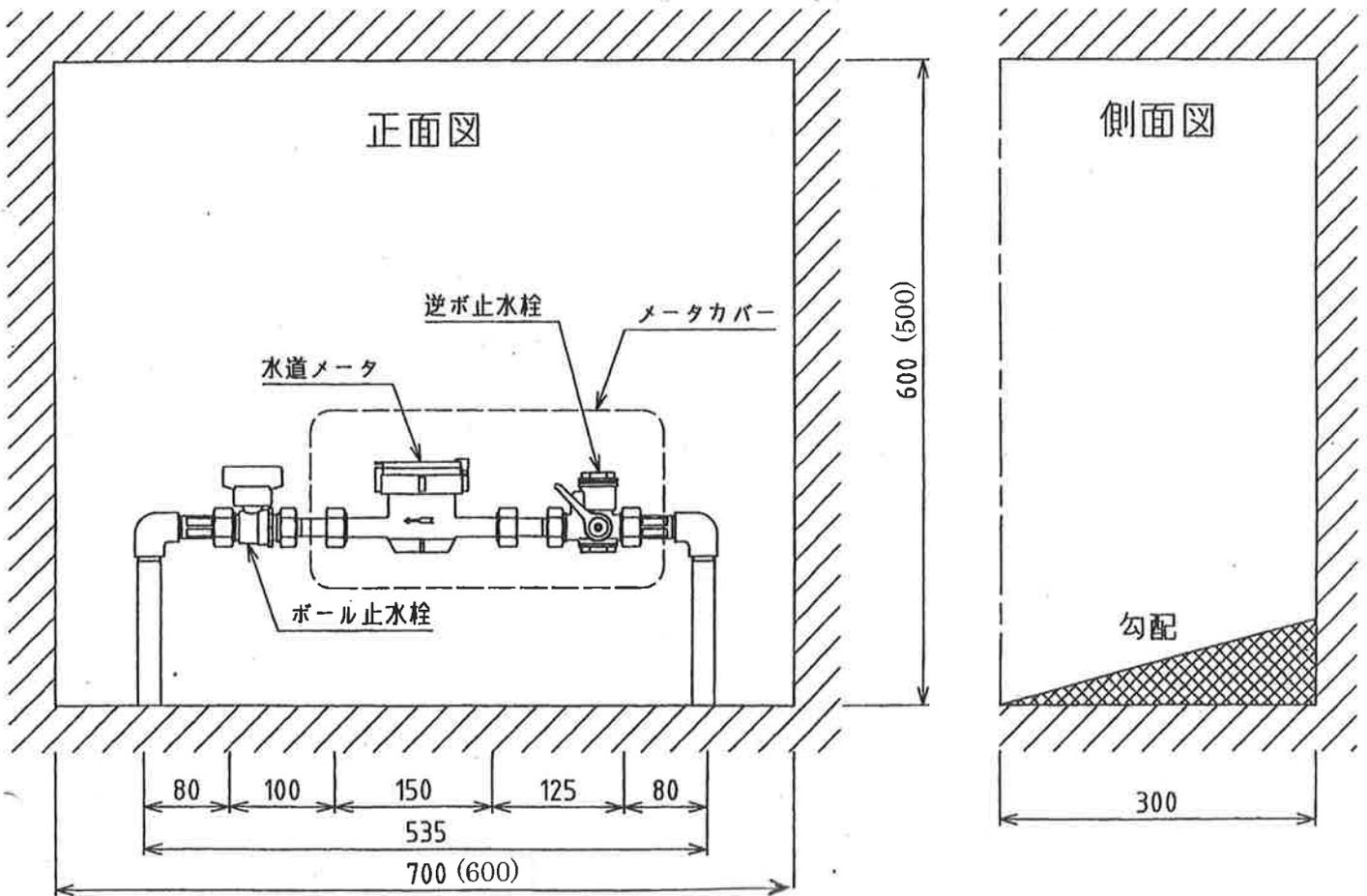


図-5.41

7.6 パイプシャフト内メータボックス

- (1) 設置箇所は室外から検針、並びに取替えが容易にできる構造とし、漏水により階下に被害を及ぼさないように勾配をとり、防水し、水はけに必要な措置を施すこと。
- (2) メータ上流側には逆ボ止水栓を、メータ下流側に、戻り水防止のためのボール止水栓を設置すること。
- (3) 保温ボックス（別紙資料参照）等によりカバーを施すこと。そのカバーには、ペンキ等で部屋番号、水道番号を明示すること。
- (4) パイプシャフト内の水道配管は、その他の設備（下水・ガス・電気等）で設置後の維持管理に支障をきたさない配管とすること。



() 内数字はメータユニット使用の場合

図-5.4 2